平成２４年（フ）第８９号
埼玉県坂戸市千代田３丁目22番18―802号　コスモ若葉ステーションアベニュー
破産者　鈴木　正治
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１６０号
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南３丁目22番地33　ピュアパレスチシロ301号
破産者　長内亜沙美
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２０６号
東京都八王子市堀之内３丁目５番地９　すまいる館京王堀之内1003号
破産者　櫻井　紀義
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６４７号
相模原市南区相模大野６丁目23番12―1103号、開始決定時の住所相模原市南区南台５丁目16番11号
破産者　萩原　秀一
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５９９号
茨城県日立市滑川本町４―８―19　グレースハイツＣ棟101、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市紫原７丁目27番７号　サンシャイン末廣101
破産者　並木　大輔
1　決定年月日　平成24年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第７５号
仙台市若林区三百人町75番地
破産者　森　　智子
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８８号
仙台市若林区八軒小路17番地の10
破産者　小堺　想助
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目22番19号　ハウスマコト201
破産者　小松　　司
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
山形市城北町２丁目８番５号　浦山アパート１号、開始決定時の住所山形市蔵王成沢678番地２
破産者　山村　能成
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５８号
山形県東根市大字蟹沢1464番地の１
破産者　門脇みどりこと　申　　順姫
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０３号
栃木県足利市八幡町735番地２　深沢アパート５―１、申立時の住所群馬県太田市市場町587番地６
破産者　小島　正己
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第２号
茨城県神栖市太田525―107　東急ハイツＡ―101、開始決定時の住所千葉県銚子市笹本町403番地
破産者　天野　寿久
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第４９１号
川崎市多摩区枡形３丁目４番１―406号、申立時の住所川崎市多摩区登戸1813
破産者　前野　茂雄
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７７８号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目９番地12　エクレール305、前住所横浜市緑区三保町2601番地１
破産者　佐々木要二
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
川崎市幸区小向西町１丁目20番地　岩田荘２Ｆ
破産者　須賀　　誠
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４７９号
名古屋市中川区宮脇町２丁目100番地　ツインベル102号、開始決定時の住所名古屋市中川区東起町１丁目73番地の１
破産者　朴正浩こと木戸正浩こと　山童　賢楽
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６９号
愛知県愛知郡東郷町北山台３丁目７番地３　第２サンテラス201号
破産者　渡邊　丈二
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４７７号
名古屋市南区氷室町２番11号　ナビシティ道徳704号
破産者　たかはし漆芸工房こと　髙橋　岳人
1　決定年月日　平成24年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部